

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和6年7月2日(火) 第9609号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	クリーニング師の研修及びクリーニング所の業務従事者に対する講習の指定 (421) (くらしの安心推進課) 2
	県営土地改良事業計画の変更 (422) (農地・水保全課) 3
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出 (423) (中部総合事務所県民福祉局) 3
◇ 公 告	農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請 (経営支援課) 3

告 示

鳥取県告示第421号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項に規定するクリーニング師の資質の向上を図るための研修並びに同法第8条の3に規定するクリーニング所の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定したので、次のとおり告示する。

令和6年7月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 研修及び講習を行う者の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目8-2
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地
公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター
鳥取市松並町二丁目160城北ビル109号
- 3 第1型研修（クリーニング師が出席して受講するものをいう。以下同じ。）及び第1型講習（クリーニング業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）が出席して受講するものをいう。以下同じ。）の日時及び場所等
 - (1) 第1型研修
日時 令和6年10月6日（日）午後1時から午後5時まで
場所 倉吉市山根529-2 鳥取県立倉吉体育文化会館
 - (2) 第1型講習
日時 令和6年10月6日（日）午後1時から午後5時まで
場所 倉吉市山根529-2 鳥取県立倉吉体育文化会館
 - (3) 研修又は講習を継続的に受講している者で前回の受講修了證書の写しを提出したものについては、(1)又は(2)の時間を午後1時30分から午後5時までとする。
 - (4) 第1型研修のうち特別管理産業廃棄物管理責任者の資格取得講習の科目は、今年度実施しない。
- 4 第2型研修（クリーニング師が通信制で受講するものをいう。以下同じ。）及び第2型講習（業務従事者が通信制で受講するものをいう。以下同じ。）のレポートの提出締切日及び受講対象者
 - (1) 第2型研修
レポートの提出締切日 令和6年11月11日（月）
受講対象者 第1型研修を都合により受講できないクリーニング師
 - (2) 第2型講習
レポートの提出締切日 令和6年11月11日（月）
受講対象者 第1型講習を都合により受講できない業務従事者
- 5 受講申込期間
 - (1) 第1型研修及び第1型講習
令和6年9月5日（木）から同月20日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 第2型研修及び第2型講習
令和6年10月7日（月）から同月18日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- 6 受講料
 - (1) 第1型研修及び第2型研修 5,000円
 - (2) 第1型講習及び第2型講習 4,500円
- 7 受講申込先及び問合せ先
公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター

鳥取市松並町二丁目160城北ビル109号

電話 0857-29-8590

鳥取県告示第422号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農村地域防災減災事業 海川第2地区 農業用排水）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和6年7月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和6年7月2日から同月22日まで

3 縦覧に供する場所

米子市役所及び日吉津村役場

4 審査請求

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

鳥取県告示第423号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和6年7月2日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台四丁目6	ニチイケアセンター ゆりはま	東伯郡湯梨浜町大字上浅津385-7	重度訪問介護	令和6年7月1日
〃	〃	ニチイケアセンター 大栄	東伯郡北栄町西園506-1	〃	〃

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和6年7月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

農地の所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
日野郡日南町神福字蔵ノ谷道下タ2669-1	田	2,761

日野郡日南町神福字蔵ノ谷道下タ2670		2,617
---------------------	--	-------

2 申請に係る農地の利用の現況

農地の所有者が死亡しており、当該農地について耕作の事業に従事する者が不在となっている。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

農地の区分	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額 (円/年)	補償金の支払の方法
日野郡日南町神福字蔵ノ谷道下タ2669-1	令和6年	5年	8,283	農地を利用する権利の始期までに鳥取地方務局米子支局に供託する。
日野郡日南町神福字蔵ノ谷道下タ2670	9月		7,851	

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和6年7月16日

(2) 提出先

鳥取県農林水産部農業振興局経営支援課 (鳥取市東町一丁目220)

(3) 記載事項

ア 意見書の提出者の氏名及び住所

イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項